

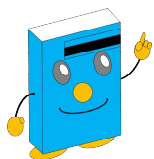
Q 知的障害とは？

A **知的機能の発達に明らかな遅れ<sup>①</sup>と、適応行動の困難性<sup>②</sup>を伴う状態<sup>③</sup>が、発達期に起こるもの<sup>④</sup>を言う。**

- ① 認知や言語などに関わる精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に、同年齢の児童生徒と比較して平均的水準より有意な遅れが明らかな状態。
- ② 他人との意思の疎通、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについて、その年齢段階に標準的に要求されるまでには至っていないことであり、適応行動の習得や習熟に困難があるために、実際の生活において支障をきたしている状態。
- ③ 「知的機能の発達に明らかな遅れ」と「適応行動の困難性」の両方が同時に存在する状態。
- ④ この障害の多くは、胎児期、出生時及び出生後の比較的早期に起こることを表している。発達期の規定の仕方は、必ずしも一定しないが、成長期（おおむね18歳）までとすることが一般的。

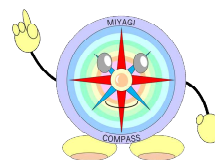
適応行動の面では、次のような困難さが生じやすい。

- **概念的スキルの困難性**  
 言語発達：言語理解、言語表出能力 等  
 学習技能：読字、書字、計算、推論 等
- **社会的スキルの困難性**  
 対人スキル：友達関係 等  
 社会的行動：社会的ルールを理解、集団行動 等
- **実用的スキルの困難性**  
 日常生活習慣行動：食事、排せつ、衣服の着脱、清潔行動 等  
 ライフスキル：買い物、乗り物の利用、公共機関の利用 等  
 運動機能：協調運動、運動動作技能、持久力 等



（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第4章第1節1，  
 特支高学習指導要領解説知的教科等編(上) 第2編第2部第5章第1節1)を基に作成

適切な支援があることで、困難さは軽減されます。  
 まずは、目の前の児童生徒の状態を把握しましょう。

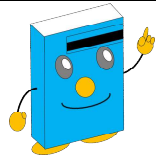


Q 知的障害のある児童生徒の学習上の特性とは？

A **学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面の中で生かすことが難しい**ことが挙げられる。そのため、**実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習**することにより、必要な知識や技能等を身に付けられるようにする**継続的、段階的な指導**が重要となる。児童生徒が一度身に付けた知識や技能等は、着実に実行されることが多い。

また、**成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが多い。**そのため、学習の過程では、児童生徒が頑張っているところやできたところを細かく認めたり、称賛したりすることで、児童生徒の**自信や主体的に取り組む意欲を育む**ことが重要となる。

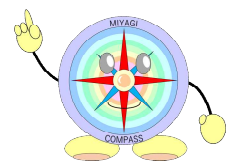
更に、抽象的な内容の指導よりも、**実際的な生活場面の中で、具体的に思考や判断、表現できるようにする指導**が効果的である。



（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第4章第2節1、  
特支高学習指導要領解説知的教科等編（上） 第2編第2部第5章第2節1）

授業づくりでは、教師が実際の場面を設定したり、児童生徒が実物を使って具体的に学習したりと、「実際」「実物」というところが重要です。

また、教育的対応や学習環境の工夫が大切になってきます。「学校における合理的配慮とは？（p. 1-14）」「ユニバーサルデザインについて（p. 3-31）」「教室環境の整備について（p. 3-32）」「教材・教具の準備について（p. 3-33）」を参考にしてみてください。



Q 特別支援学校（知的障害）における各教科等の教育課程とは？

A **知的障害者である児童生徒を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳、特別活動並びに自立活動によって編成するものとする。**ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。

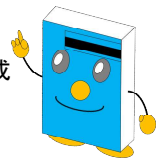
（学校教育法施行規則 第126条第2項）

※ 中学部、高等部は、同規則第127条第2項、第128条第2項においてほぼ同様に規定されている。

○ 「重複障害」の指導について

重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、**各教科、道徳科、外国語科、若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部または各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導することができるものとする。**

（特支小中学習指導要領 第1章第8節4）を基に作成

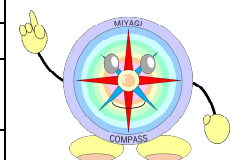


		小学部	中学部	高等部
各教科	生活	○		
	国語	○	○	○
	算数／数学	○	○	○
	音楽	○	○	○
	図画工作／美術	○	○	○
	体育／保健体育	○	○	○
	社会		○	○
	理科		○	○
	職業・家庭 (高等部は職業と家庭に分かれる)		○	○
	道徳科	○	○	○
各教科	総合的な学習の時間 (高等部は総合的な探究の時間)		○	○
	特別活動	○	○	○
	自立活動	○	○	○
	外国語活動 (小学部3学年以上)	必要がある場合		
	外国語		必要がある場合	必要がある場合
各教科	情報			必要がある場合
	専門教科 (家政、農業、工業、流通・サービス、福祉)			○ (専門学科の場合)
	学校設定教科			必要がある場合

「○」のあるものは、全ての児童生徒が履修することになります。

「／」のある教科は左側が小学部、右側が中学部・高等部を示します。

「必要がある場合」とは、「児童生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて」ということです。



Q 特別支援学級（知的障害）における各教科等の教育課程とは？

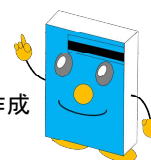
A 小学校，中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については，特に必要がある場合は，(略)**特別の教育課程**によることができる。

（学校教育法施行規則 第138条）

○ 特別支援学級における**特別の教育課程**

児童（生徒）の障害の程度や学級の実態等を考慮の上，**各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり，各教科を，知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたり**するなどして，実態に応じた教育課程を編成すること。

（小学校学習指導要領 平成29年3月告示 第1章第4の2(1)イ(イ) 及び  
中学校学習指導要領 平成29年3月告示 第1章第4の2(1)イ(イ)を基に作成



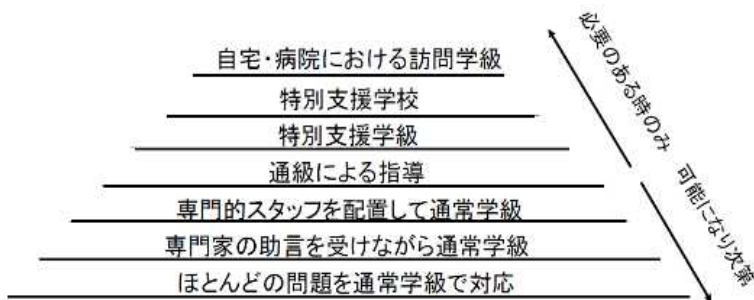
○ 特別支援学級（知的障害）の教育課程の編成例

	自立活動のみを取り入れる場合	各教科の目標を下学年の目標に替える場合	特別支援学校(知的障害)の各教科の目標に替える場合	各教科等を合わせた指導を取り入れる場合
各教科	○	○	○	全部又は一部を 合わせることが できる
道徳科	○	○	○	
特別活動	○	○	○	
外国語活動 ／外国語	○	○	必要がある場合	
自立活動	○	○	○	
総合的な 学習の時間	○	○	○	

Q 連続性のある「多様な学びの場」とは？

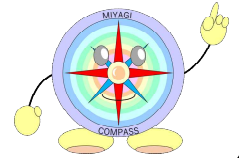
A インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。**小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要**である。

日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性



（中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(報告)H24)を基に作成

高等学校でも通級による指導が始まり、同様に連続性のある「多様な学びの場」が整備されています。



学びの連続性を重視した対応(学習指導要領改訂の基本方針)

○「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の基本的な考え方の明確化

- ・ 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることを規定
- ・ 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができること、道徳科の内容についても同様であることを規定

○ 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理

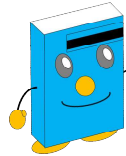
- ・ 小・中学部の各段階に目標を設定
- ・ 中学部に2段階を新設し、段階ごとの内容を充実
- ・ 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定
- ・ 小学部の子供のうち小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者、また、中学部の子供のうち中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、子供が就学する学部に対応する学校段階までの小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領における各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定

(特支小中学学習指導要領解説総則編 第1編第1章第2節2ア)を基に作成



Q 特別支援学校（知的障害）の各教科の目標及び内容の段階とは？

A 学年ではなく、段階別に（各教科の）内容を示している理由は、（略）発達期における知的機能の障害が、同一学年であっても、個人差が大きく、学力や学習状況も異なるからである。そのため、**段階を設けて示す**ことにより、個々の児童生徒の実態等に即して、各教科の内容を精選して、効果的な指導ができるようにしている。

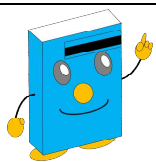


（特支小中学習指導要領解説各教科等編 第4章第1節5、  
特支高学習指導要領解説知的教科等編（上）第2編第2部 第5章第1節5）

○ 知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の段階の構成

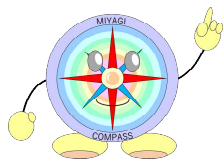
段階	内容の対象 等	ねらいとする内容 等	
小学部	1段階	主として知的障害の程度は、比較的強く、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのにほぼ常時援助が必要である者を対象とした内容を示している。	知的発達が極めて未分化であり、認知面での発達も十分でないことや、生活経験の積み重ねが少ないことなどから、主として教師の直接的な援助を受けながら、児童が体験し、事物に気付き注意を向けたり、関心や興味を持ったりすることや、基本的な行動の一つ一つを着実に身に付けたりすることをねらいとする内容を示している。
	2段階	知的障害の程度は、1段階ほどではないが、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする者を対象とした内容を示している。	1段階を踏まえ、主として教師からの言葉掛けによる援助を受けながら、教師が示した動作や動きを模倣したりするなどして、目的をもった遊びや行動をとったり、児童が基本的な行動を身に付けることをねらいとする内容を示している。
	3段階	知的障害の程度は、他人との意思の疎通や日常生活を営む際に困難さが見られる。適宜援助を必要とする者を対象とした内容を示している。	2段階を踏まえ、主として児童が自ら場面や順序などの様子に気付いたり、主体的に活動に取り組んだりしながら、社会生活につながる行動を身に付けることをねらいとする内容を示している。

段階		内容の対象 等	ねらいとする内容 等
中学部	1 段階	小学部3段階を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との意思の疎通や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮した内容を示している。	主として生徒が自ら主体的に活動に取り組み、経験したことを活用したり、順番を考えたりして、日常生活や社会生活の基礎を育てることをねらいとする内容を示している。
	2 段階	中学部1段階を踏まえ、生徒の日常生活や社会生活及び将来の職業生活の基礎を育てることをねらいとする内容を示している。	主として生徒が自ら主体的に活動に取り組み、目的に応じて選択したり、処理したりするなど工夫し、将来の職業生活を見据えた力を身に付けられるようにしていくことをねらいとする内容を示している。
高等部	1 段階	中学部2段階やそれまでの経験を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として卒業後の家庭生活、社会生活及び職業生活などに関連を考慮した、基礎的な内容を示している。	主として生徒自らが主体的に学び、卒業後の生活を見据えた基本的な生活習慣、社会性及び職業能力等を身に付けられるようにしていくことをねらいとする内容を示している。
	2 段階	高等部1段階を踏まえ、比較的障害の程度が軽度である生徒を対象として、卒業後の家庭生活、社会生活及び職業生活などとの関連を考慮した、発展的な内容を示している。	主として生徒自らが主体的に学び、卒業後の実際の生活に必要な生活習慣、社会性、及び職業能力等を習得することをねらいとする実用的かつ発展的な内容を示している。



（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第4章第1節5、

特支高学習指導要領解説知的教科等編(上) 第2編第2部第5章第1節5)を基に作成



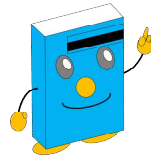
今回の改訂では、各段階における育成を目指す資質・能力を明確にすることから、段階ごとに目標を新設しました。小学部は3つの段階、中学部は段階も新設し、2つの段階により目標が示されました。また、高等部も段階ごとの目標を新設して示されました。

Q 各教科等を合わせた指導とは？

A 特別支援学校の小学部，中学部又は高等部においては，知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは，各教科，特別の教科である道徳，外国語活動，特別活動及び自立活動の全部又は一部について，合わせて授業を行うことができる。

（学校教育法施行規則 第130条第2項）

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，児童生徒の学校での生活を基盤として，学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから，従前から，日常生活の指導，遊びの指導，生活単元学習，作業学習などとして実践されてきており，それらは「各教科等を合わせた指導」と呼ばれている。

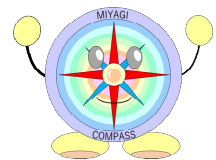


（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第4章第2節3(3)，

特支高学習指導要領解説知的教科等編(上) 第2編第2部第5章第2節3(3)）

知的障害のある児童生徒の学習上の特性として，

- (1) 学習によって得た知識や技能が断片的になりやすい。
- (2) 実際の生活の場で応用されにくい。
- (3) 成功経験が少なく，主体的に取り組む意欲が育ちにくい。
- (4) 抽象的な内容より，実際の・具体的な内容の指導が効果的。等が挙げられます。



そこで，知的障害のある児童生徒が学習内容を身に付けていく際の学び方として，「各教科等を合わせた指導」により，実際の生活に即した学びを行うことで，知的障害のある児童生徒が主体的に学習に取り組みやすくなる等の効果が期待できます。

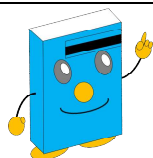


Q 日常生活の指導，遊びの指導，生活単元学習，作業学習とは？

A 「各教科等を合わせた指導」と呼ばれる指導の形態です。

○ 各教科等を合わせた指導の特徴と各教科等の取扱い

各教科等を合わせた指導の特徴		各教科等の取扱い
日常生活の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒の日常生活が充実し，高まるように日常生活の諸活動について計画的に指導するもの。</li> <li>・ 基本的な生活習慣の内容（衣服の着脱，洗面，手洗い，排泄，食事，清潔など）。</li> <li>・ 日常生活や社会生活において必要で基本的な内容（あいさつ，言葉遣い，礼儀作法，時間を守ること，きまりを守ることなど）。</li> </ul>	<p><b>生活科</b>を中心として，<b>特別活動〔学級活動〕</b>など広範囲に各教科等の内容が扱われる。</p>
遊びの指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主に小学部段階において，遊びを学習活動の中心に据えて取り組み，身体活動を活発にし，仲間とのかかわりを促し，意欲的な活動を育み，心身の発達を促していくもの。</li> <li>・ 児童が比較的自由に取り組むものから，期間や時間設定，題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定される。</li> </ul>	<p><b>生活科</b>の内容をはじめ，<b>体育科</b>など各教科等に関わる広範囲の内容が扱われる。</p>
生活単元学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒が生活上の目標を達成したり，課題を解決したりするために，一連の活動を組織的・体系的に経験することによって，自立や社会参加のために必要な事柄を実際の・総合的に学習するもの。</li> <li>・ 児童生徒の学習活動は，実際の生活上の目標や課題に沿って指導目標や指導内容を組織されることが大切である。</li> <li>・ 個々の児童生徒の自立と社会参加を視野に入れ，個別の指導計画に基づき，計画・実施することが大切である。</li> </ul>	<p><b>広範囲に各教科等</b>の目標や内容が扱われる。</p>
作業学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 作業活動を学習活動の中心にしながら，児童生徒の働く意欲を培い，将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するもの。</li> <li>・ 作業学習で取り扱われる作業活動の種類 農耕，園芸，紙工，木工，縫製，織物，金工，窯業，セメント加工，印刷，調理，食品加工，クリーニング，販売，事務，清掃，接客等。</li> </ul>	<p>中学部では<b>職業・家庭科</b>の目標及び内容が中心となる。</p> <p>高等部は<b>職業科，家庭科及び情報科</b>の目標及び内容や，主として専門学科において開設される各教科の目標及び内容を中心とした学習へとつながる。</p>



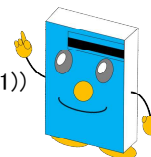
（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第4章第2節3(3)）

特支高学習指導要領解説知的教科等編(上) 第2編第2部第5章第2節3(3)を基に作成

## Q 自立活動の指導とは？

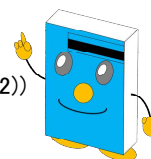
A 障害のある幼児児童生徒は、その障害によって、各教科等において育まれる資質・能力の育成につまずきなどが生じやすい。そのため、個々の実態把握によって導かれる「人間としての基礎的な行動を遂行するために必要な要素」及び「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」、いわゆる心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものが自立活動であり、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っている。

（特支学習指導要領解説自立活動編 第3章1(1)）



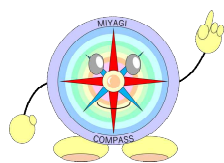
- ・ 自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域である。この自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行われなければならない。
- ・ 小・中学校等の特別支援学級や通級による指導においては、児童生徒の障害の状態等を考慮すると、小学校又は中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当ではなく、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている自立活動等を取り入れた特別の教育課程を編成する必要性が生じる場合がある。

（特支学習指導要領解説自立活動編 第3章1(2)）



自立活動は、知的障害のある児童生徒に限らず、どの障害種においても指導が必要です。

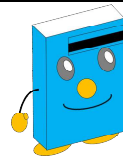
自立活動は、学校の教育活動全体を通じて指導します。これは、「自立活動の時間における指導」以外に、各教科等を合わせた指導（日常生活の指導等）や各教科の時間の中でも、自立活動に関連した「各教科等における指導」を行うということです。その際、「自立活動の時間における指導」と「各教科等における指導」は、綿密な関連を保つことが必要になります。



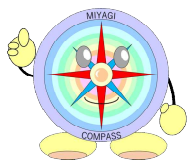
○自立活動の内容

自立活動の内容は6つの区分の下に27項目があります。

区分	項目
1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5) 健康状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。



(特支小中学学習指導要領 第7章第2、  
特支高学習指導要領 第6章第2款)を基に作成



自立活動は、三つの柱から整理されていません。しかし、自立活動は心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものであり、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っています。